

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	66
三	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第三条関係）	73

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>（測定単位及び単位費用） 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>			
道府県	経費の種類	道府県	経費の種類
一〇七略	八 補正予算債償還費	一〇七略	八 補正予算債償還費
昭和六十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金		昭和六十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	
平成十一年度 から平成十四 年度まで及び 平成十六年度 から平成三十 年度までの		平成十一年度 から平成十四 年度まで及び 平成十六年度 から平成二十 九年までの	

十四 東日本大震	十三 臨時財政対策債償還費	十二 略	十一 財源対策債償還費	十 臨時財政特例債償還費	九 地方税減収補填債償還費	
平成二十三年度から平成三十年度 まで	平成三十年度 までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額		平成十年から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成十年から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成十年から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十五 東日本大震	十四 臨時財政対策債償還費	十三 臨時税収補填債償還費	十二 略	十一 財源対策債償還費	十 臨時財政特例債償還費	九 地方税減収補填債償還費
平成二十三年度から平成二十九年まで	平成二十九年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成九年において臨時税収補填のため平成九年において特別に起こすことができることとされた地方債の額		平成九年から平成二十九年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成九年から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成九年から平成二十九年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

<p>十二 財源対策債償還費</p>	<p>十一 臨時財政特例債償還費</p>	<p>十 地方税減収補填債償還費</p>	<p>九 補正予算債償還費</p>	<p>市町村 一〇八略</p>	<p>災全国緊急防災 施策等債償還費</p> <p>の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額</p> <p>昭和六十二年 度から平成十年 度までの各年 度において国の 補正予算等に 係る事業費の 財源に充てる ため発行を許 可された地方 債に係る元利 償還金</p> <p>平成十一年 度から平成十 四年まで及び 平成十六年 度から平成三 十年までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 について同意 又は許可を得 た地方債の額</p> <p>平成三十年 度までの各年 度において特 別に発行につ いて同意又は 許可を得た地 方債の額</p> <p>臨時財政特 例対策のため 平成十年から 平成十二年ま での各年度に おいて特別に 発行を許可さ れた地方債の 額</p> <p>平成十年 度から平成三 十年までの各 年度の財源対 策のため当該 各年度におい</p>
--------------------	----------------------	----------------------	-------------------	---------------------	--

<p>十二 財源対策債償還費</p>	<p>十一 臨時財政特例債償還費</p>	<p>十 地方税減収補填債償還費</p>	<p>九 補正予算債償還費</p>	<p>市町村 一〇八略</p>	<p>災全国緊急防災 施策等債償還費</p> <p>の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額</p> <p>昭和六十二年 度から平成十年 度までの各年 度において国の 補正予算等に 係る事業費の 財源に充てる ため発行を許 可された地方 債に係る元利 償還金</p> <p>平成十一年 度から平成十 四年まで及び 平成十六年 度から平成二 十九年までの 各年度におい て国の補正預 算等に係る事 業費の財源に 充てるため発 行について同 意又は許可を 得た地方債の 額</p> <p>平成二十九 年度までの各 年度において 特別に発行につ いて同意又は 許可を得た地 方債の額</p> <p>臨時財政特 例対策のため 平成九年から 平成十二年ま での各年度に おいて特別に 発行を許可さ れた地方債の 額</p> <p>平成九年 度から平成二 十九年までの 各年度の財源 対策のため当 該各年度にお</p>
--------------------	----------------------	----------------------	-------------------	---------------------	---

一〇二十一	種類	測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	<p>2 略</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。</p>		
					<table border="1"> <tr> <td>十三略</td> <td>て発行について同意又は許可を得た地方債の額</td> </tr> <tr> <td>十四 臨時財政対策債償還費</td> <td>臨時財政対策のため平成十三年度から平成三十年まで各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</td> </tr> <tr> <td>十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費</td> <td>平成二十三年から平成三十年まで各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</td> </tr> </table>	十三略
十三略	て発行について同意又は許可を得た地方債の額					
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成三十年まで各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額					
十五 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年から平成三十年まで各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額					

一〇二十一	種類	測定単位の 測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	<p>2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。</p>				
					<table border="1"> <tr> <td>十三略</td> <td>て発行について同意又は許可を得た地方債の額</td> </tr> <tr> <td>十四 臨時税収補 填債償還費</td> <td>臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</td> </tr> <tr> <td>十五 臨時財政対策債償還費</td> <td>臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年まで各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</td> </tr> <tr> <td>十六 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費</td> <td>平成二十三年から平成二十九年まで各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</td> </tr> </table>	十三略	て発行について同意又は許可を得た地方債の額	十四 臨時税収補 填債償還費
十三略	て発行について同意又は許可を得た地方債の額							
十四 臨時税収補 填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額							
十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年まで各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額							
十六 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年から平成二十九年まで各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額							

略	二十二年 高等学校の生徒数	二十三～三十九 略	四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
人	(1) 最近の学校基本調査の結果による当該地方団体の立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程又は定時制の課程に在学する生徒の数		
千円	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国が行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成三十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年年度から平成三十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）		
	(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、		

略	二十二年 高等学校の生徒数	二十三～三十九 略	四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
人	(1) 最近の学校基本調査の結果による当該地方団体の立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒の数		
千円	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国が行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十九年年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年年度から平成二十九年年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）		
	(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、		

地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年年度から平成三十年度）までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年年度から平成二十九年年度）までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

六年度か	又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予	
び平成十	得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金	
度まで及	の各年度において発行について同意又は許可を	
成十四年	まで及び平成十六年度から平成三十年まで	
度から平	金に充てるため平成十一年度から平成十四年度	
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	
四十三平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
十二略		
四十一・四		

六年度か	又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予	
び平成十	得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金	
度まで及	の各年度において発行について同意又は許可を	
成十四年	まで及び平成十六年度から平成二十九年度まで	
度から平	金に充てるため平成十一年度から平成十四年度	
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	
四十三平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
十二略		
四十一・四		

ら平成三 十年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 十年度か ら平成三 十年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額の百分 の七十五 に相当す る額、	算により追加された歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す るものの額	千円
---	---	--	----

ら平成二 十九年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 九年度か ら平成二 十九年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額の百分 の七十五 に相当す る額、	算により追加された歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す るものの額	千円
--	--	--	----

年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額	市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人 税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百 二十六号）第七十一条の二十六の規定により市 町村に対し交付するものとされる利子割に係る 交付金（以下「利子割交付金」という。）の減 収補填のため平成十年から平成三十年ま での各年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当 する額	千円
四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 十年から 平成十 二年ま での各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例 等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号） （平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の 臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第 四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定 による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十 年度から平成四年度までの各年度における国の 負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路 、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又 は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は 補助額の減額による地方負担の増大に対処する ため平成十年から平成十二年までの各年度 において特別に発行を許可された地方債の額	千円

年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額	市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人 税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百 二十六号）第七十一条の二十六の規定により市 町村に対し交付するものとされる利子割に係る 交付金（以下「利子割交付金」という。）の減 収補填のため平成九年度から平成二十九年ま での各年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当 する額	千円
四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 九年度か ら平成十 二年ま での各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例 等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号） （平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の 臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第 四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定 による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十 年度から平成四年度までの各年度における国の 負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路 、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又 は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は 補助額の減額による地方負担の増大に対処する ため平成九年度から平成十二年までの各年度 において特別に発行を許可された地方債の額	千円

四十六 平	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十年度から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円
四十七 略		

四十六 平	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成九年度から平成二十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円
四十七 略		
四十八 臨	道府県にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該道府県の平成九年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号）附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この号において同じ。）	千円
起こすこ		

<p>年度まで の各年</p>	<p>平成三十 年度から 平成十三 策のため 時財政対 四十八 臨</p>	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による</p>	<p>千円</p>
---------------------	---	---	-----------

<p>九年度ま での各年</p>	<p>平成二十 年度から 平成十三 策のため 時財政対 四十九 臨</p>	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による</p>	<p>とができ ることと された地 方債の額</p> <p>の収入見込額の合算額から地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額、市町村にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過小と認められる額として算定した額</p>	<p>千円</p>
----------------------	---	---	---	-----------

度において特別に起こすことができないこととされた地方債の額	改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一

度において特別に起こすことができないこととされた地方債の額	改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一

国緊急防	大震災全	て東日本	度におい	での各年	年度ま	平成三十	年度から	成二十三	四十九平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
国緊急防	大震災全	て東日本	度におい	での各年	年度ま	平成三十	年度から	成二十三	四十九平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
										債の額																	
										(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年年度から平成二十七年年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年	千円																
										債の額																	
										(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年年度及び平成三十年年度において起こすことができることとされた地方債の額																	
										(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年年度から平成二十八年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額																	

国緊急防	大震災全	て東日本	度におい	での各年	九年度ま	平成二十	年度から	成二十三	五十平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
国緊急防	大震災全	て東日本	度におい	での各年	九年度ま	平成二十	年度から	成二十三	五十平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
										債の額																	
										(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年年度から平成二十七年年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年	千円																
										債の額																	
										(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年年度																	
										(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年年度から平成二十八年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額																	

<p>災害策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から平成三十年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（1）に掲げるものを除く。）</p>	<p>度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p>
---	--

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2・3 略

<p>災害策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（1）に掲げるものを除く。）</p>	<p>度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p>
---	--

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。
- 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総

務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逡減、又は逡増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要す

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逡減、又は逡増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要す

る経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逡減し、又は逡増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いず算定した人口密度等で除して算定する。

三・四 略

る経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逡減し、又は逡増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いず算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができな^いか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じず算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じず算定した数値で除して算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	類	体の種	地方団
三	一・二	略	略
教育費		経費の種類	測定単位
			補正の種類

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	類	体の種	地方団
三	一・二	略	略
教育費		経費の種類	測定単位
			補正の種類

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれ割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができな
いか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乘じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

1 略	2 中学校費	3 5 略	四 略	五 産業経済費	1 略	2 林野行政費	3・4 略	六・七 略	八 補正予算債償還費
	教職員数					公有以外の林野の面積			昭和六十二年 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算等 に係る事業費 の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金
		密度補正、 態容補正及 び寒冷補正				段階補正、 密度補正及 び態容補正		種別補正	種別補正

1 略	2 中学校費	3 5 略	四 略	五 産業経済費	1 略	2 林野行政費	3・4 略	六・七 略	八 補正予算債償還費
	教職員数					公有以外の林野の面積			昭和六十二年 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算等 に係る事業費 の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金
		び寒冷補正				段階補正 及		種別補正	種別補正

十 臨時財政特例 債償還費	九 地方税減収補 填債償還費
臨時財政特例対 策のため平成十 年度から平成十	まで及び平成十 六年度から平成 三十年度 まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
種別補正	種別補正

十 臨時財政特例 債償還費	九 地方税減収補 填債償還費
臨時財政特例対 策のため平成九 年度から平成十	まで及び平成十 六年度から平成 二十九年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額
種別補正	種別補正

十二略	十 臨時財政特例 債償還費	各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
	十一 財源対策債 償還費	平成十年から平成三十年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正

十二略	十 臨時財政特例 債償還費	各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
	十一 財源対策債 償還費	平成九年度から平成二十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正

十三 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成三十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正
十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成三十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行に	種別補正

十三 臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができるとされた地方債の額	種別補正
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正
十五 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行に	種別補正

<p>8 12 略</p>	<p>6 略</p>	<p>ついて同意又は 許可を得た地方 債の額</p>
<p>10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。</p>	<p>6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。</p> <p>7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。</p> <p>8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。</p> <p>9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。</p>	<p>ついて同意又は 許可を得た地方 債の額</p>

附 則

(平成三十一年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成三十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に千百七十二億円を加算した額から第四号から第六号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための三千二百四十九億九千八百九十七万八千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号

) 第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「

旧法」という。) 附則第四条の二第二項の規定において平成三十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち、二千四百六十一億円

(削る)

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

附 則

(平成三十年分 交付税の総額の特例)

第四条 平成三十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百五十億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成

三十年法律第四号) 第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。) 附則第四条の二第二項の規定において平成三十年分交付税の総額に加算することとされていた額 三千三百六十七億円

三 平成三十年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額

三 平成三十一年度における借入金の前記に相当する額 三十一兆千七百

十二億九千五百四十万八千円

四 平成三十年 度 における借入金の前記に相当する額 三十一兆六千七百

十二億九千五百四十万八千円

五 平成三十一年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九十二億円

六 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成三十一年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十二年以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成三十二年以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、

第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 平成三十二年 度 から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 千六百五十五億三千四百五十万円

四 平成三十年 度 における借入金の前記に相当する額 三十一兆六千七百

十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十九年度における借入金の前記に相当する額 三十二兆百七十二

億九千五百四十万八千円

六 平成三十年 度 における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 八百四億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成三十年 度 分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十一年度から平成六十四年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二

例等

平成三十一年 度 から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

平成四十四年度

三億円

4 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を平成三十二年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成三十二年度及び平成三十三年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

5 | 平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

6 | 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

平成四十四年度

三億円

3 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を平成三十一年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

4 | 平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

5 | 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(削る)

四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成三十一年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債(第一号において「臨時財政対策債」という。)で平成三十一年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの(発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。)の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成三十一年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(平成三十一年度及び平成三十一年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

の交付税に係る基準財政需

(平成三十一年度分

要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成三十一年度分

の交付税に限り、

第六条の二 平成三十一年度及び平成三十一年度の各年度分の交付税に限り、

道府県及び市町村の基準財政需要額は、
第十一条

の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額

とする。

一 一兆七千八百五十三億四百七十四万千円 に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆四千七百十五億三千二百二十五万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成三十年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十九年
度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成三十年度にあつては第十一条

の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆八千十二億二千三百四十四万五千円 に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十九年
度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十七年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十六年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

3
略

二 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十七年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十六年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十五年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（国土強靱化施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額

への算入)

第六条の三 地方団体が平成三十一年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるために平成三十一年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成三十二年以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六条の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

(平成三十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成三十一年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六条の三 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

(平成三十年分における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成三十年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の

七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号。

以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、及び所得税法等の一部を改正する

七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、

以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、及び所得税法等の一部を改正する

等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法
の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十

八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見

八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による

自動車取得税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法

の施行による自動車税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法

の施行による固定資産税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による

地方法人特別譲与税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見

込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法

の施行による個人の市町村民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成三十一年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成三十一年度分限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成三十一年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千二百四十九億九千八百九十七万八千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成三十一年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成三十一年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成三十一年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十二年分における交付等)

第十二条 平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成三十一年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成三十一年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の

認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成三十年分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成三十年分限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成三十年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十九年震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円）の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成三十年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十一年度分における交付等)

第十二条 平成三十年分として交付すべき交付税の総額のうち平成三十年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成三十年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の

額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十年年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成三十一年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十二年分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十二年分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十二年分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十二年分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成三十一年度及び平成三十二年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業

額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十九年年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成三十年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成三十年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十一年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十一年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十一年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成三十年度及び平成三十一年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業

の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成三十一年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額を、平成三十二年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成三十一年度及び平成三十二年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成三十一年度及び平成三十二年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成三十一年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十一年度震災

の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成三十年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額を、平成三十一年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成三十年度及び平成三十一年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成三十年度及び平成三十一年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成三十年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十年度震災復

復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）

第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額のうち平成三十一年度において交付された額を控除した額」と、平成三十二年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額のうち平成三十一年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 平成三十一年度及び平成三十二年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成三十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十九年震災復興特別交付税額のうち平成二十九年において交付された額を控除した額」と、平成三十一年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額のうち平成三十一年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 平成三十一年度及び平成三十一年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成三十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2

前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省

3 平成三十三年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 平成三十二年以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
1 警察費	警察職員数	一人につき	八、二九六、〇〇〇 円
2 土木費	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき
			一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき
			一、九四八、〇〇〇
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき
			一八七、〇〇〇
	3 港湾費	港湾における	一メートルにつき
			二八、五〇〇

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
1 警察費	警察職員数	一人につき	八、三〇六、〇〇〇 円
2 土木費	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき
			一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき
			二、〇二四、〇〇〇
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき
			一八八、〇〇〇
	3 港湾費	港湾における	一メートルにつき
			二八、三〇〇

3 地域振興費		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		五 産業経済費		5 労働費	
人口	者数	恩給受給権	世帯数	人口	人口	水産業者数	面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の面積	農家数	人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	タールにつき	一ヘク	タールにつき	一ヘク	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
五三三		九四五、〇〇〇	五、九八〇	一、九四〇		三三〇、〇〇〇		一五、四〇〇		五、一五〇	一〇七、〇〇〇						四三一

3 地域振興費		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		五 産業経済費		5 労働費	
人口	者数	恩給受給権	世帯数	人口	人口	水産業者数	面積	公有林野の面積	林野の面積	公有以外の面積	農家数	人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	タールにつき	一ヘク	タールにつき	一ヘク	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
五六〇		一、〇四二、〇〇〇	五、八七〇	一、九一〇		三三六、〇〇〇		一五、三〇〇		五、〇二〇	一〇七、〇〇〇						四三〇

九 地方税減収																										
補填償還費																										
度から平成	十四年度ま	で及び平成	十六年度か	ら平成三十	年度	まで	の各年度に	おいて国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	地方税の減	収補填のた	め平成十年	度から平成	三十年	度	の各年	度	において	
																	千円に		つき							

二四

九 地方税減収																									
補填償還費																									
度から平成	十四年度ま	で及び平成	十六年度か	ら平成二十	九年度	まで	の各年度に	おいて国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	地方税の減	収補填のた	め平成九年	度から平成	二十九年度	までの各年	度	において	
																	千円に		つき						

二四

十 臨時財政特 例償還費		十一 財源対策 償還費	
特別に発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額	臨時財政特 例対策のた め平成十年 度から平成 十二年度ま での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	平成十年 度から平成 三	十年 度までの 各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に
千円に	千円に	二	二
七	二	一	一

十 臨時財政特 例償還費		十一 財源対策 償還費	
特別に発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額	臨時財政特 例対策のた め平成九年 度から平成 十二年度ま での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	平成九年 度から平成 二	十九年 度までの 各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に
千円に	千円に	二	二
八	二	一	一

ついで同意 又は許可を 得た地方債 の額	十二 減税補填 個人の道府 千円に	十二 減税補填 債償還費	個人に係	特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年	から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	
			ついで同意 又は許可を 得た地方債 の額	個人に係	特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年	から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の
	二四																				

ついで同意 又は許可を 得た地方債 の額	十二 減税補填 個人の道府 千円に	十二 減税補填 債償還費	個人に係	特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年	から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	
			ついで同意 又は許可を 得た地方債 の額	個人に係	特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年	から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	ため	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の
	六〇																				

十四 東日本大 平 成 二 十 三 千 円 に	の 額	れ た 地 方 債	る こ と と さ	こ と が で き	別 に 起 こ す	に お い て 特	で の 各 年 度	十 年 度 ま	か ら 平 成 三	成 十 三 年 度	策 の た め 平 つ き	十三 臨 時 財 政 対 策 の た め 平 つ き	十三 臨 時 財 政 対 策 の た め 平 つ き	額
														額
一〇三													六二	

十五 東日本大 平 成 二 十 三 千 円 に	の 額	れ た 地 方 債	る こ と と さ	こ と が で き	別 に 起 こ す	に お い て 特	で の 各 年 度	十 九 年 度 ま	か ら 平 成 二	成 十 三 年 度	策 の た め 平 つ き	十四 臨 時 財 政 対 策 の た め 平 つ き	十四 臨 時 財 政 対 策 の た め 平 つ き	十三 補 填 債 償 還 費	十三 臨 時 税 収 補 填 の た め 平 つ き	額
																額
一〇三													六二			八

		4 公園費		3 都市計画費					2 港湾費			道路の延長							
面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	トルにつ	メートル	キロ
メートル	千平方	一人に	一人に	つき	一人に	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	き		
	三六、六〇〇				九九〇			四、〇七〇			一〇、三〇〇			六、〇三〇			二七、五〇〇		一八九、〇〇〇

		4 公園費		3 都市計画費					2 港湾費			道路の延長							
面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	トルにつ	メートル	キロ
メートル	千平方	一人に	一人に	つき	一人に	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	き		
	三六、三〇〇				九八八			四、三一〇			一〇、四〇〇			六、一四〇			二七、二〇〇		一九四、〇〇〇

3 高等学校費		2 中学校費			1 小学校費		三 教育費		6 その他の人口		5 下水道費人口	
生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	人口	人口	人口	人口	人口
つき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
七、一〇〇	六、五六六、〇〇〇	八、六一〇、〇〇〇	一、〇九七、〇〇〇	四、三〇〇	九、四四六、〇〇〇	八、九二、〇〇〇	四、四、三〇〇	一、五四〇	九六			

3 高等学校費		2 中学校費			1 小学校費		三 教育費		6 その他の人口		5 下水道費人口	
生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	人口	人口	人口	人口	人口
つき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
七、三〇〇	六、五五八、〇〇〇	八、六九一、〇〇〇	一、〇九七、〇〇〇	四、六〇〇	九、四七九、〇〇〇	八、九〇、〇〇〇	四、三、〇〇〇	一、六二〇	九四			

		八 辺地対策事業 業債償還費		九 補正予算債 償還費	
いて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	辺地対策事業業費の財源につき	昭和六十二年 年度から平成 十年 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に 充てられた	昭和六十二年 年度から平成 十年 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に 充てられた	千円に	千円に
				八〇〇	八〇〇

		八 辺地対策事業 業債償還費		九 補正予算債 償還費	
いて同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	辺地対策事業業費の財源につき	昭和六十二年 年度から平成 十年 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に 充てられた	昭和六十二年 年度から平成 十年 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に 充てられた	千円に	千円に
				八〇〇	八〇〇

十 補填債償還費	地方税減収	め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金 平成十一年 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成三十 年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	千円に つき	五 四
	地方税の減 収補填のた つき			

十 補填債償還費	地方税減収	め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金 平成十一年 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成二十 九年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	千円に つき	五 四
	地方税の減 収補填のた つき			

十二 財源対策 債償還費	平成十年	度から平成	三十年度ま	で	の各年	度において	特別に発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額	十一 臨時財政 特別債償還費	臨時財政特	例対策のた	め平成十年	度から平成	十二年度ま	での各年度	において特	別に発行を	許可された	地方債の額	平成十年	度から平成	三	十年	度	まで	つき	千円に	二	二
	二	七	二	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

十二 財源対策 債償還費	平成九年	度から平成	二十九年度	までの各年	度において	特別に発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額	十一 臨時財政 特別債償還費	臨時財政特	例対策のた	め平成九年	度から平成	十二年度ま	での各年度	において特	別に発行を	許可された	地方債の額	平成九年	度から平成	二	十九	年	度	まで	つき	千円に	二	二
	二	八	二	八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

別 に 起 こ す	に お い て 特	で の 各 年 度	十 年 度 ま	か ら 平 成 三	成 十 三 年 度	策 の た め 平 つ き	十 四 臨 時 財 政 對 策 債 償 還 費	十 四 臨 時 財 政 對 策 債 償 還 費	額	た 地 方 債 の	こ と と さ れ	と が で き る	に 起 こ す こ	お い て 特 別	千 円 に	六 二

別 に 起 こ す	に お い て 特	で の 各 年 度	十 九 年 度 ま	か ら 平 成 二	成 十 三 年 度	策 の た め 平 つ き	十 五 臨 時 財 政 對 策 債 償 還 費	十 四 臨 時 財 政 對 策 債 償 還 費	額	た 地 方 債 の	こ と と さ れ	と が で き る	に 起 こ す こ	お い て 特 別	成 九 年 度 に	十 四 補 填 債 償 還 費	十 四 臨 時 税 收 補 填 債 償 還 費	額	た 地 方 債 の	こ と と さ れ	と が で き る	に 起 こ す こ	お い て 特 別	千 円 に	二 三

別表第二（第十二条第五項関係）

地方	団体の種類	道府県	市町村
	測定単位	人口 面積	人口 面積
	単位費用	一人につき 一平方キロメートルにつき 九、〇七〇 円	一人につき 一平方キロメートルにつき 一七、一〇〇 円

別表第二（第十二条第五項関係）

地方	団体の種類	道府県	市町村
	測定単位	人口 面積	人口 面積
	単位費用	一人につき 一平方キロメートルにつき 九、三一〇 円	一人につき 一平方キロメートルにつき 一七、五〇〇 円

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部改正（第二条関係）

（傍線部は改正部分）

※ 「現行」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）附則第十八条による改正後のもの

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成六十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年度にあつては三十一兆千七百七十二億九千五百四十八千円を、平成三十二年度から平成三十六年度までの各年度にあつては三十一兆千七百七十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三年度までの各年度にあつては二十七兆六千七百七十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成三十二年 度	五千億円
平成三十三年 度	六千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成三十年 度 から平成六十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十年 度 にあつては三十一兆六千七百七十二億九千五百四十八千円を、平成三十一年度から平成三十六年度までの各年度にあつては三十一兆六千七百七十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千七百七十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成三十一年 度	四千億円
平成三十二年 度	五千億円
平成三十三年 度	六千億円

2
5
6 略

平成三十四年度	七千億円
平成三十五年度	八千億円
平成三十六年度	九千億円

2

平成三十四年度	七千億円
平成三十五年度	八千億円
平成三十六年度	九千億円

2 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成四十三年度までの各年度において、森林環境譲与税譲与金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年度にあつては二百億円を、平成三十二年度にあつては四百億円を、平成三十三年度にあつては六百億円を、平成三十四年度にあつては九百億円を、平成三十五年及び平成三十六年度にあつては千二百億円を、平成三十七年度から平成四十年度までの各年度にあつては千二百億円から毎年度二百億円を順次控除して得た金額を、平成四十一年度から平成四十三年度までの各年度にあつては四百億円から毎年度百億円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をする事ができる。

3 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成三十五年度までの各年度において、次に掲げる償還金又は利子の支払に充てるために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、これらの支払に充てるために必要な額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

一 前項の規定による借入金の利子

二 第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものに限る。）の利子

三 前二号に掲げる利子並びにこの号に掲げる償還金及び利子の支払に充

てゐるためのこの項の規定による借入金の償還金及び利子

- 4 交付税特別会計において、平成三十六年度から平成四十三年度までの各年度において、前項の規定による借入金の償還金の支払に充てるために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十六年度にあつては前項の規定による平成三十五年度における借入金で当該年度の末日においてその償還が完了していないものの額に相当する金額（以下この項において「利子支払費用相当額」という。）を、平成三十七年度から平成四十年年度までの各年度にあつては利子支払費用相当額から毎年度利子支払費用相当額の六分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を、平成四十一年度から平成四十三年度までの各年度にあつては利子支払費用相当額の三分の一に相当する金額から毎年度利子支払費用相当額の十二分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。
- 5 前各項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
- 6 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）

第五条 平成三十一年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（

森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、

第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）

第五条 平成三十年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金

の利子の支払に充てるために必要がある場合には、

第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九條 平成三十一年度における第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、同條の規定により算定した額に地方交付税法附則第四條第二号に掲げる額を加算した額に百七十二億円を加算した額から同條第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 平成三十二年以降の各年度における第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同條の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 平成三十二年から平成四十四年度までの各年度における第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三十二年及び平成三十三年度にあつては前項

の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年及び平成四十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
-----	-----

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九條 平成三十一年度から平成三十四年度までの各年度における第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度に於ける第二十四條の規定により算定した額に地方交付税法附則第四條第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千億円を加算した額から同條第七号に掲げる額を減額した額とし、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度にあつては第二十四條の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同條の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同條の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年及び平成四十四年度にあつては同條の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
-----	-----

平成三十二年	二千五百三十三億円
平成三十三年	二千九十二億円
平成三十四年	千六百五十六億円
平成三十五年	千二百十七億円
平成三十六年	八百三十四億円
平成三十七年	七百七十五億円
平成三十八年	五百三十五億円
平成三十九年	百三十四億円
平成四十年	四十一億円
平成四十一年	十四億円
平成四十二年	七億円
平成四十三年	三億円
平成四十四年	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十二年及び

平成三十三年度の 交付税の総額から減額する金額 二千

三百五十四億八千四百四十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十四年度から

平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八

百十一億千九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十九年度から

平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百

八十三億八千二百五十万円

平成三十一年	二千九百六十一億円
平成三十二年	二千五百三十三億円
平成三十三年	二千九十二億円
平成三十四年	千六百五十六億円
平成三十五年	千二百十七億円
平成三十六年	八百三十四億円
平成三十七年	五百二十五億円
平成三十八年	二百八十五億円
平成三十九年	百三十四億円
平成四十年	四十一億円
平成四十一年	十四億円
平成四十二年	七億円
平成四十三年	三億円
平成四十四年	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十一年度から

平成三十三年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千

三百五十四億八千四百四十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十四年度から

平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八

百十一億千九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から

平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百

八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十條 第六條の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第三項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 略

3 平成三十一年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律

第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十條 第六條の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 第六條の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、

当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成三十年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律

第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交

付税特別会計に繰り入れるものとする。

付税特別会計に繰り入れるものとする。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部改正（第三条関係）

（傍線部は改正部分）

※ 「現行」は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）第四条による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第四十七条の二による改正後のもの

改正案

現行

（趣旨）

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の所得割の収入

が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項及び第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること、自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の二において「自動車税税率特例等」という。）により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税税率特例等」という。）により減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（趣旨）

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入

が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること
に伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

(地方特例交付金の交付)

第二条 略

2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金(個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。)、自動車税減収補填特例交付金(自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年において交付する交付金をいう。以下同じ。)及び軽自動車税減収補填特例交付金(軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年において交付する交付金をいう。以下同じ。)とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額(平成三十一年度及び平成三十二年の各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額)とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額(平成三十一年度及び平成三十二年の各年度にあつては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度にお

(地方特例交付金の交付)

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ)に対して交付するものとする。

いて第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額」とする。

(個人住民税減収補填特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「個人住民税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額は、個人住民税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県にあつては当該年度の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額)として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

(自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の二 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

(地方特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(次項において「地方特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県にあつては当該年度の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額)として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

2 | 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 | 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一 当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百七十七条の六第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道の延長及び面積（同項に規定する市町村道の延長及び面積をいう。）により按分した額

二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百七十七条の六第二項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国

道等の延長及び面積をいう。以下この号において同じ。）のうちを占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額

(軽自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の三 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 | 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

(算定の時期等)

第四条 総務大臣は、第二条第四項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

(算定の時期等)

第四条 総務大臣は、前条第二項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞ
れ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地
方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の
額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認
められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受け
ないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定め
る額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補 填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特 例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付 金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当 する額
九月	略

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞ
れ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地
方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の
額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認
められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受け
ないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定め
る額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の 額に当該年度の地方特例交付金の総額 の前年度の地方特例交付金の総額 に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当 する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対す る地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付 金の額を控除した額

2 |

平成三十一年度における前項の規定の適用については、同項の表四月

の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交

付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、平成三十二年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

3 | 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 | 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 | 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日か

2 | 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 | 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 | 第一項 の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当

ら当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の關係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

第六条 略

第七条 略

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の

該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の關係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(地方特例交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第六条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第七条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金

の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の

<p>環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」と、 「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とする。</p>	<p>2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中</p>	<p>十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p>	<p>とあるのは</p> <p>十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p>	<p>十二の二 地方特 例交付金</p> <p>（第二条第四項の規定により算定した同条第一項に規定する地方特例交付金（市町村の項第十五号の二において「地方特例交付金」という。）の額の</p>
--	---	--------------------------------------	---	--

<p>環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とする。</p>	<p>2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中</p>	<p>十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p>	<p>とあるのは</p> <p>十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p>	<p>十二の二 地方特 例交付金</p> <p>（第三条第二項の規定により算定した地方特例交付金の</p>
---	---	--------------------------------------	---	--

と、同項の表市町村の項中

十五 環境性能割 交付金	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として 総務大臣が定める額
-----------------	-------------------------------------

とあるのは

十五 環境性能割 交付金	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として 総務大臣が定める額
十五の二 地方特 例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律第二条第四項の規定により 算定した地方特例交付金の額

とする。

第九条 略

第十条 略

第十一条 略

と、同項の表市町村の項中

十五 環境性能割 交付金	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として 総務大臣が定める額
-----------------	-------------------------------------

とあるのは

十五 環境性能割 交付金	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として 総務大臣が定める額
十五の二 地方特 例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律第三条第二項の規定により 算定した地方特例交付金の額

とする。

(地方公共団体における年度間の財源の調整の特例)

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、地方特例交付金」とする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第十条 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び第四条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定し、又は変更しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(命令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

第十二条
略

第十二条 第六条及び第七条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。